平成26年9月亀岡市議会定例会 条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市立保育所条例(昭和30年亀岡市条例第51号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
(設置)	(設置)
第1条 本市は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第35条の規定に 基づき、 <u>保育に欠ける</u> 乳幼児を保育するため、保育所を設置す る。	第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定に 基づき、 <u>保育を必要とする</u> 乳幼児を保育するため、保育所を設置す る。

亀岡市福祉事務所設置条例(昭和30年亀岡市条例第6号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
(所務)	第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉
第3条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)及び母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定める援護、育成若しくは更生の措置又は福祉に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるところとする。	法(昭和38年法律第133号)及び <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>
(1)~(3) (省略)	(昭和39年法律第129号)に定める援護、育成若しくは更生の措置

亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)新旧対照表

現 行 改 正 後(案) (医療費支給の対象者) (医療費支給の対象者) 第2条 この条例により、福祉医療費の支給を受けることができる者 第2条 この条例により、福祉医療費の支給を受けることができる者 (以下「対象者」という。) は、本市の区域内に住所を有する者 (以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する者 であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)~(4) (略) (1)~(4) (略) (5) 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)第 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 17条 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているも 6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているも ので、満18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある ので、満18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある 児童を扶養している者又はその満18歳に到達する日以後の最初の 児童を扶養している者又はその満18歳に到達する日以後の最初の 3月31日までの間にある児童 3月31日までの間にある児童 (6) (略) (6) (略) 2 (略) 2 (略) (1)、(2) (略) (1)、(2) (略)

現 行

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 │ 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とす

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第10条 病院事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度 から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金 をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)が あるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良 積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2、3 (略)

(資本剰余金)

第11条 (略)

2 (略)

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補 助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金 等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した 価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額 (物件にあっては、その適正な見積価額をいう。) を控除した金額 を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減 価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲 渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたとき は、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

改 正 後(案)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

号) 第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とす

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第10条 病院事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度 から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金 をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)が あるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることが できる

2、3 (略)

(資本剰余金)

第11条 (略)

2 (略)

<削除>

現 行

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 | 第4条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とす

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度 から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金 をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)が あるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良 積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2、3 (略)

(資本剰余金)

第8条 (略)

2 (略)

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補 助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金 等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した 価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額 (物件にあっては、その適正な見積価額をいう。) を控除した金額 を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減 価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲 渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたとき は、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

改 正 後(案)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

号) 第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合 は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とす

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度 から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金 をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)が あるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることが できる

2、3 (略)

(資本剰余金)

第8条 (略)

2 (略)

<削除>

現 行

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 下水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)があるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2、3 (略)

(資本剰余金)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が減失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

改 正 後(案)

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 下水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額(以下この条において「補填残額」という。)があるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。

2、3 (略)

(資本剰余金)

第8条 (略)

2 (略)

<削除>